

支障事例

～継続的な能力開発～

- 実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、先に配属された職員がある程度の実務経験を得るまで意欲有る職員の当該部署への配置が先延ばしになり、受検資格がないことから、一級建築士試験に合格してからの継続的な能力開発が阻害されている。

▶

受検したいけど、いつになったら建築行政が経験できるかわからないな



人員配置に
限り有り



建築行政



支障事例

～職員の配置転換～

- 既に建築基準適合判定資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換を円滑に行うことができない。





提案内容

- 建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。

9

【支障となる法令】

建築基準法第五条第三項

提案内容

～詳細～

- 「受検資格（二年以上の実務経験なし）」で受検が可能に！

一級建築士試験に合格した者であれば受検できることとなり、受検機会が拡大

- 実務経験は免許登録要件に！

改正前は受検要件として扱われていた実務経験が、改正後は免許の登録要件となり、実務経験年数は受検前後で通算可能

